

特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準に基づく指導監督状況 (令和4年度)

法人名	社会保険診療報酬支払基金	根拠法令名	社会保険診療報酬支払基金法	(平成15年10月1日民間法人化)	
1. 法人の概要	業務の概要				
	<p>○社会保険診療報酬支払基金法に定める主な業務</p> <p>1 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。</p> <p>2 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。）を行うこと。</p> <p>3 前1及び2に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。</p> <p>4 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（前1から3を除く）を行うこと。</p> <p>5 保険者から委託された健康保険法（第205条の4第1項第2号）等に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。</p> <p>6 保険者から委託された健康保険法（第205条の4第1項第3号）等に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。</p> <p>7 診療報酬請求書及び特定健康診査等に関する記録に係る情報その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用に関する事務を行うこと。</p> <p>8 前1から7の業務に附帯する業務を行うこと。</p> <p>9 生活保護法等の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法等の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。防衛省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定により、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。</p> <p>10 前1から9の業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託を受けて、国等が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律等に定める主な業務</p> <p>1 1 高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務</p> <p>(2) 保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務</p> <p>(3) 保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務</p> <p>(4) 前(1)から(3)の業務に附帯する業務</p> <p>1 2 国民健康保険法の定めるところにより次の退職者医療関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 被用者保険等保険者から拠出金を徴収し、退職被保険者等所属都道府県に対し療養給付費等交付金を交付する業務</p> <p>(2) 前(1)の業務に附帯する業務</p> <p>1 3 介護保険法の定めるところにより次の介護保険関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 医療保険者から納付金を徴収し、市町村に対し介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を交付する業務</p> <p>(2) 前(1)の業務に附帯する業務</p> <p>1 4 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定めるところにより次の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を行うこと。</p> <p>(1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する業務</p> <p>(2) 前(1)の業務に附帯する業務</p> <p>1 5 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の定めるところにより次の医療機関等情報化補助業務、支払基金連結情報提供業務及び支払基金電子処方箋管理業務を行うこと。</p> <p>(1) 医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務</p> <p>(2) 医療機関等が行う電子資格確認の実施に必要な物品その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する物品を調達し、及び提供する業務（医療機関等の申出に応じて当該物品を調達し、及び提供する業務を含む。）</p> <p>(3) 同法第12条第2項に基づき情報を提供する業務</p> <p>(4) 電磁的方法による処方箋の提供等に関する業務</p> <p>(5) 前(1)から(4)の業務に附帯する業務</p>				
	役・職員数	理事長等	理事	監事	職員
	常勤	1人	3人	1人	4,074人
	非常勤	0人	12人	3人	0人
2. 事業 (1) 運営費、補助金等		令和4年度(A)	令和3年度(B)	令和3年度比又は令和3年度差(A/B, A-B)	補助金等割合の低減化措置の取組の状況 (取組を行っていない場合、補助金等割合が低下していない場合、その理由)
	総収入額	751.6 億円	663.1 億円	1.133	① 補助事業の段階的廃止
	補助金等収入額(①)	9.3 億円	9.7 億円	0.959	
	事業による自己収入額(②)	742.3 億円	653.4 億円	1.136	② 自主事業による自己収入の拡大等
	①/②×100(%)	1.3 %	1.5 %	0.867	
	経常的運営費用(③)	751.6 億円	663.1 億円	1.133	③ その他
	①/③×100(%)	1.2 %	1.5 %	0.800	
(2), (3) 制度的独占の事務・事業	制度的独占となる事務・事業の有無	(有・無) 無			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、その事務・事業名及び理由	(事務・事業名) (理由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、当該事務・事業が法人の従たる事務・事業にとどまっている理由	(理由)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、法人の事務・事業全体が実態上独占とならないための所要の是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)			
	制度的独占となる事務・事業を行っている場合、独占の弊害克服措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) (内容)			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、その内容	(内容) 保険者(健康保険組合)における診療報酬等の審査及び支払に関する事務については、平成14年12月25日付け保発第1225001号保険局長通知等により、自ら審査及び支払を実施することが可能になったが、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)においては、中立公正な審査体制による適正な審査、請求支払に関する膨大な数の債権債務の決済の一元的な処理を通じて、引き続き、医療保険制度の円滑な運営に重要な役割を果たしているところであり、これまでのところ、審査支払業務を自ら又は支払基金以外の事業者に対して実施する保険者は現れていない。 ただし、調剤報酬については、平成20年10月から一部の保険者において、直接保険薬局と契約を締結の上、保険者自らが審査支払を実施しているところである。			
	制度的には独占となっていない事務・事業でも、実態上独占となっている場合、独占の弊害を生まないための是正措置の有無、内容(行っていない場合はその理由)	(有・無) 有 従来、健康保険組合における診療報酬の審査及び支払に関する事務については、支払基金に委託するよう通知により指導してきたところであるが、規制改革推進3か年計画を踏まえ、平成14年12月に当該通知を廃止するとともに、医科歯科レセプトについては同月に、また、調剤レセプトについては規制改革・民間開放推進3か年計画を踏まえ平成17年3月に、それぞれ、健康保険組合自らが診療報酬又は調剤報酬の審査及び支払を実施する際の取扱いに合わせ、支払基金以外の者に委託する際の取扱いを明確にしている。 また、調剤レセプトについては、平成19年1月に医療機関との同意の撤廃等の要件緩和措置を講じた。			
(4) 手数料等の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有		手数料等対価の額、算定根拠のインターネットでの公表の有無	有
	名称(法令等に基づく検定等には※)	対価の額		算定根拠(法令等に基づく検定等については決定方法を付記)	
	別紙参照			円 (決定者) 円 (決定方法) 円 円	
	対価を徴収する事務・事業の区分経理の有無	有		収支状況のインターネットでの公表の有無	有
	対価を伴う自主事業の有無	有		法人における純利益額	円

(5) 検査等の事務事業	法令等に基づく検査等の基準の内容		規定方法		
	健康保険法、保険医療機関及び保険医療費担当規則、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（厚生労働省告示）等に基づく適切な診療報酬の請求がなされているかの審査を行う。		健康保険法 厚生労働大臣告示 厚生労働省保険局長通知等		
(6) 外注の有無	本来予定されている事務・事業の外注	有	法人の外注金額	15.1億	円
	外注しなければならない理由	組織のスリム化により、経営の一層の合理化、効率化とコスト削減に努めるため。			
(7) 事務・事業の公正性の担保措置	外注先選定に当たり、透明性を確保する仕組みの有無と内容	(有・無) 有	(内容) 審査支払会計規程第39条に基づく「一般競争契約」		
	事務・事業の公正性担保のための措置の有無と内容（なければその理由）	(有・無) 有	<p>○理事会の構成、選任 社会保険診療報酬支払基金法において、理事は保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者の四者構成としている。選任は保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦に基づくこととなっている。</p> <p>また、監事は保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者の四者構成としている。選任は保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれ所属団体の推薦に基づくこととなっている。</p> <p>○診療報酬請求書の審査に当たる審査委員会の委員 社会保険診療報酬支払基金法において、審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者の三者構成としている。委嘱は診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦に基づくこととなっている。</p>		
3. 機関 (1) 役員（除 監査役員）	役員選任規程の有無	有	左の規程がない場合、その理由		
	役員の数	17人以内	上限と下限の幅がある場合はその幅		
役員選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか	社会保険診療報酬支払基金法第10条、定款第6条 「理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とし、その選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるもの」としている。				
	役員任期	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)
在任年齢に関する規定の有無	有	規定の内容		社会保険診療報酬支払基金役員在任年齢規程 「役員の在任年齢は、65歳までとする。ただし、理事長、専務理事及び医学・医術に関する能力・経験を有する理事については、特別な事情がある場合はこの限りでないが、この場合においても70歳に達するまでとする。」	
役員名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
理事長	神田 裕二	平成30年12月17日	県立広島大学大学院特任教授	東京海上日動火災保険株式会社顧問	常勤
専務理事	神山 浩一	令和3年7月1日	日本電産サーボ株式会社代表取締役社長・CEO	兵庫県健康福祉部長	非常勤
理事	山本 光昭	令和3年4月1日	東京都中央区保健所長	社会保険診療報酬支払基金本部人事部長	非常勤
理事	佐藤 裕一	令和2年9月10日	社会保険診療報酬支払基金審議役		非常勤
理事	木倉 敬之	令和2年10月16日	全国健康保険協会理事		非常勤
理事	今泉 礼三	令和4年8月27日	健康保険組合連合会東京連合会専務理事		非常勤
理事	長尾 健男	平成30年8月27日	日本製鉄健康保険組合常務理事		非常勤
理事	天野 勝司	令和4年8月27日	地方公務員共済組合協議会事務局長		非常勤
理事	古川 大	令和3年1月15日	U Aゼンセン書記長		非常勤
理事	福田 英樹	令和2年8月27日	日本私鉄労働組合総連合会書記長		非常勤
理事	寺田 正人	令和4年8月27日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局長		非常勤
理事	小林 司	令和4年5月20日	日本労働組合総連合会総合政策推進局生活福祉局長		非常勤
理事	猪口 雄二	令和2年8月27日	日本医師会副会長		非常勤
理事	長島 公之	令和4年8月27日	日本医師会常任理事		非常勤
理事	松本 純一	平成26年8月14日	三重県医師会顧問		非常勤
理事	遠藤 秀樹	令和元年7月25日	日本歯科医師会副会長		非常勤
特定企業関係者、所管官庁出身者が1/3超の場合、その比率及び理由			同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由		
(比率)	%	(比率)	%		
(理由)		(理由)			
役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
役員報酬の支給基準の内容			役員退職金の決定方法		
給料月額（H23.12～） ・ 理事長 938,000円 ・ 専務理事 886,000円 ・ 理事（常勤） 775,000円 ・ 理事（非常勤） 32,200円			・ 退任時給料月額×0.125×在任月数 ・ 非常勤理事については支給しない		
役員会規程の有無	役員会の成立要件		役員会における議決要件		
有	構成員（理事長及び理事）の過半数の出席		出席構成員（理事長及び理事）の過半数、可否同数は理事長が決定する。		

(2) 監査役員	監査役員選任規程の有無		有	選任規程がない場合、その理由		
	監査役員の選任は公正かつ自主的な方法によって行われているか		社会保険診療報酬支払基金法第10条、定款第6条 「監事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、各々同数とし、その選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるもの」としている。			
	関係府省以外の者及び外部の者を登用していない場合、その理由			監査役員が理事を兼ねている場合、その理由		
	該当しない			該当しない		
	監査役員の任期		2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)
	在任年齢に関する規定の有無		有	規定の内容		社会保険診療報酬支払基金役員在任年齢規程 「役員の在任年齢は、65歳までとする。」
	役職名	氏名	当初就任年月日	前職	前々職	常勤・非常勤
	監事 監事 監事 監事	塔下 和彦 吉田 雄彦 新谷 信幸 篠原 彰	令和2年12月10日 令和2年8月27日 令和4年4月19日 平成30年8月27日	ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役執行役員 健康保険組合連合会愛知連合会常務理事 連合総合生活開発研究所専務理事 元静岡県医師会会長	日本生命保険相互会社総務法人第二部長	常 非 非 非
	監査役員報酬の支給基準の有無	有	一般への閲覧提供の有無	有	インターネットによる公表の有無	有
	監査役員報酬の支給基準の内容			監査役員の退職金の決定方法		
手当 (H23.12～)		698,000円		・ 退任時給料月額×0.125×在任月数		
・ 監事 (常勤)		32,200円		・ 非常勤監事については支給しない。		
・ 監事 (非常勤)						
(3) 社団的性格の法人の総会等	総会等の成立要件の有無と内容			総会等における議決要件の有無と内容		
	(有・無) (内容)			(有・無) (内容)		
	法人の構成員が多数又は全国に散在している場合における、構成員の意思反映確保の措置の有無と内容 (ない場合は、その理由)					
	(有・無) (内容)					
(4) 評議員会等	評議員会等における業務実績評価の実施状況			評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容		
				(有・無) (内容)		
	評議員会等の構成員の役員兼任の有無			役員を兼ねている場合、その構成比率 (兼務の役員数 / 評議員会等の構成員数 × 100)		%
	評議員会等の構成員が役員を兼任している場合、その理由					
	評議員選任規程の有無			左の規程がない場合、その理由		
	評議員定数			上限と下限の幅がある場合はその幅		
	評議員任期	年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) 年 (理由)	
	在任年齢に関する規定の有無			規定の内容		
	特定の企業又は所管する官庁の出身者及び同一の業界関係者が1/2超の場合、その比率と理由					
	(比率) % (理由)					
評議員会規程の有無	評議員会の成立要件			評議員会における議決要件		
4. 財務及び会計	(1) 会計基準の適用		企業会計原則の適用の有無		有 その他法人の特性に応じ適用している一般的かつ標準的な会計基準名	
	(2) 余裕金の運用		余裕金 (財産) の額及び具体的な運用方法		(余裕金の額) 154.5億 円 (運用方法) 大口定期又はCD (安全確実な金融機関への預け入れ)	
	(3) 長期借入金		長期借入金の有無		無 長期借入金の返済計画の有無	
			長期借入金の確実な返済計画の内容			
	(4) 引当金・特別法上の引当金		引当金・特別法上の引当金等の額		引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無 (公表していない場合その理由)	
		629.5億円		(有・無) 有 (理由)		
(5) 公認会計士監査		取支決算額		292,235.3 億円		取支決算額が50億円以上の法人における公認会計士監査の実施の有無
		公認会計士監査を実施していない場合、その理由				有

5. 株式の保有等	公益法人、株式会社等への基金拠出の有無	無	公益法人、株式会社等への出資の有無	無	
	(1) 基金拠出又は出資	法定の資金供給業務として行う場合の基金拠出等の有無	無	財産の管理運用として行う場合の基金拠出等の有無	無
(2) 事業報告書への記載状況	事業報告書への記載内容(未記載の場合その理由)	間接出資分を含め法人による出資比率・議決権比率が20%以上のもの		法人の委託先で、当該法人からの収入の割合が2/3以上となっているもの	
	名称				
	所在地				
	資本金				
	事業内容				
	役員の状況				
	従業員数				
	持ち株比率				
	法人との関係				
6. 情報公開 (1) 法人における業務及び財務等に関する公表		法人における業務及び財務等に関する資料の5年間の備え付けの有無	同資料の一般の閲覧の有無	同資料のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由
	定款	有	有	有	
	役員名簿	有	有	有	
	組合員等名簿				
	事業報告書・附属説明書類	有	有	有	
	損益計算書又は収支計算書	有	有	有	
	貸借対照表	有	有	有	
	法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有	有	有	
	監事の意見書	有	有	有	
	事業計画書	有	有	有	
	収支予算書	有	有	有	
		所管官庁における所管法人の業務及び財務等に関する資料の備え付けの有無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有		有	
	役員名簿	有		有	
	組合員等名簿				
	事業報告書・附属説明書類	有		有	
	損益計算書又は収支計算書	有		有	
貸借対照表	有		有		
法律上作成が義務付けられている財産目録及び決算報告書	有		有		
監事の意見書	有		有		
事業計画書	有		有		
収支予算書	有		有		
	所管官庁における所管法人に関する事項のインターネットによる公表の有無	公表していない場合その理由	所管法人のホームページへの簡便なアクセスを可能とする措置の有無	無い場合、その理由(一部のみ実施の場合も含む)	
名称	有		有		
所管する部局(担当局担当課等)の名称	有		有		
主たる事務所の所在地及び電話番号	有		有		
設立年月日	有		有		
代表者の職名及び氏名	有		有		
主な目的及び事業	有		有		
(3) 所管官庁におけるホームページ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有		
	制度的又は実態的に独占となっている事務・事業を行っている法人について、当該事務・事業の内容及び根拠法令		有		
	補助金等の交付を受けている法人について、当該補助金等の名称及び金額、交付対象事業の内容及び補助金等全体の金額及び年間収入に対する割合		有		
(4) 退職公務員等の状況の公表	役員に就いている退職公務員の状況についての公表の有無		有		
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
	役職名、氏名、就任年月日、経歴				
	子会社及び一定規模以上の委託先の役員に就いている退職公務員及び当該法人の退職者の状況についての公表の有無				
	公表している主な項目			公表していない場合、その理由	
7. 基準の運用に当たって所管府省に求められる措置等 (1) 指導監督の実績等	基準に基づく指導監督の実施の有無	有	指導監督の実績及びその主な内容	指導監督基準への適合を引き続き維持するよう指導	
	指導監督の状況及び指導監督結果の公表の有無	有			
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無		指導監督の実績及びその内容		
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無				

(2)所管法人の事務事業の見直し	所管官庁による法人の事務・事業の見直しの有無	有	無い場合、その理由				
	当該見直し結果の公表の有無	有	無い場合、その理由				
	法令の規定に基づく検査関連制度について、事業者による自己確認への移行の可能性についての検討の有無		無い場合、その理由				
	政策評価を活用しつつ、3～5年を目途に定期的、全般的な見直し	事務・事業自体の必要性		有	法律の改廃を含めた所要の措置の実施の有無	無	所要の措置の結果の公表の有無
		事務・事業を当該法人に行わせることの必要性（特に事務・事業の一部を外注している場合、その事務・事業をなぜ当該法人が行わなければならないか）		有		無	
法人が制度的に独占となる事務・事業を行っている場合、制度的独占の継続の必要性							
法令の規程に基づく検査関連制度の場合、手続の簡素化、事業者による自己確認への移行の可能性							
その他		無		無			

指導監督上補足すべき事項（指導監督基準の例外としている事項及びその理由等）

基準3、(4)評議員会等について

支払基金は、診療担当者に対して支払うべき費用の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うこと等を目的としている（社会保険診療報酬支払基金法（以下「法」という。）第1条）。このように支払基金業務の公共性からも、役員（理事等）の選任については、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者について、各々同数として公正なものとしている。また、役員（理事等）の選任に際しては、それぞれの所属団体から候補者の推薦を求め、厚生労働大臣の認可を得て行うこととしている。（法第10及び第11条）

したがって、支払基金における理事会とは、評議員会等の設置目的である法人の運営を客観的立場から牽制し、業務執行の公正等を図る機関としての機能も有していることから、新たに評議員会等を設置する必要は無いものと考えられる。（社会保険診療報酬支払基金民間法人化の際の整理）

2. 事業 (4) 手数料等の徴収	名称 (法令等に基づく検定等には※)	※	対価の額		算定根拠 (法令等に基づく検定等については決定方法を付記)
	診療報酬請求書の審査支払に係る事務費手数料				(決定者) 厚生労働大臣認可
	○審査支払分 (医科及び歯科診療報酬請求書1件につき)				(決定方法) 社会保険診療報酬支払基金法第26条の規定により、「基金は、各保険者に、診療報酬の審査及び支払に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数、当該診療報酬請求書の審査の内容その他の当該費用を算出するに当たり考慮すべき事項として厚生労働省令で定めるものを基準として負担させるものとする。」こととされている。(事務費単価の決定)
	(1)電子レセプト				なお、これに基づき収支予算及び事業計画を作成し、厚生労働大臣へ認可申請を行う。
	・オンライン受取分		71.60	円	
	・電子媒体受取分		72.90	円	
	・紙媒体受取分		83.80	円	
	(2)紙レセプト		71.60	円	
	(3)連名簿				
	・オンライン受取分		71.60	円	
	・電子媒体受取分		72.90	円	
	・紙媒体受取分		74.80	円	
	○審査支払分 (調剤報酬請求書1件につき)				
	(1)電子レセプト				
	・オンライン受取分		35.80	円	
	・電子媒体受取分		37.10	円	
	・紙媒体受取分		48.00	円	
	(2)紙レセプト		35.80	円	
	(3)連名簿				
	・オンライン受取分		35.80	円	
	・電子媒体受取分		37.10	円	
	・紙媒体受取分		39.00	円	